

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令新旧対照表

改  
正  
案

第十四条 (略)

現  
行

(傍線部分は改正部分)

送信設備		許容偏差	
		上限(パー セント)	下限(パー セント)
(略)	(略)	(略)	(略)
十二 直交周波数分割多元接続 方式広帯域移動無線アクセス システムの無線局の送信設備 であつて、送信バースト長が九 一一・四四マイクロ秒、九六 三・五二マイクロ秒、一、〇一 五・六マイクロ秒又は一、〇六 七マイクロ秒の自然数倍の値 のもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
2・3 (略)	(略)	(略)	(略)

(人体頭部における比吸収率の許容値)

第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステム（電気通信業務を行うことを目的として、二、五四五MHzを超える二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行う基地局と当該陸上移動局との間で無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。）を行うもの）の（以下同じ。）の陸上移動局及び非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備（伝送情報が電話（音響

第十四条 (略)

現  
行

送信設備		許容偏差	
		上限(パー セント)	下限(パー セント)
(略)	(略)	(略)	(略)
十二 直交周波数分割多元接続 方式広帯域移動無線アクセス システムの無線局の送信設備 であつて、送信バースト長が九 一一・四六マイクロ秒の自然数 倍又は九一一・四六マイクロ秒 の自然数倍に一、〇七〇マイク ロ秒を加えた値のもの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
2・3 (略)	(略)	(略)	(略)

(人体頭部における比吸収率の許容値)

第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステム（電気通信業務を行うことを目的として、二、五四五MHzを超える二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行う基地局と当該陸上移動局との間で行われる無線通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）をいう。以下同じ。）の陸上移動局及び非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備（伝送情報が電話（音響

情報が電話（音響の放送を含む。以下この項において同じ。）のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。）は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率（電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、さ〇グラムで除し、さらに六分で除して得た値をいう。以下同じ。）を毎キログラム当たり二ワット以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

## 一・二（略）

### 2（略）

（直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

### 第四十九条の二十八（略）

#### 一 一般的条件

イ 通信方式は、次のとおりであること。

- (1) 送信バースト長が五ミリ秒のもの（総務大臣が別に告示する条件に適合するものに限る。以下同じ。）

基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

- (2) 送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五一マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然

の放送を含む。以下この項において同じ。）のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。）は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率（電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、さらに六分で除して得た値をいう。以下同じ。）を毎キログラム当たり二ワット以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

## 一・二（略）

### 2（略）

（直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

### 第四十九条の二十八（略）

#### 一 一般的条件

イ 通信方式は次のとおりであること。

- (1) 送信バースト長が五ミリ秒のもの（総務大臣が別に告示する条件に適合するものに限る。以下同じ。）

基地局若しくは陸上移動中継局から陸上移動局へ又は基地局から陸上移動中継局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局若しくは陸上移動中継局から基地局へ又は陸上移動局から陸上移動中継局へ送信する場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

- (2) 送信バースト長が九一一・四六マイクロ秒の自然数倍又は九一・四六マイクロ秒の自然数倍に一、〇七〇マイクロ秒を加えた値

数倍の値のもの（総務大臣が別に告示する条件に適合するものに限る。以下同じ。）

（略）

口  
（略）

ハ 一の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の通話チャネルから他の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること（送信空中線の絶対利得が二デシベルを超える陸上移動局により通信系を構成する場合を除く。）。

二 （略）

## 二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次のとおりであること。

（1） 送信バースト長が五ミリ秒のもの

基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては四相位相変調又は一六値直交振幅変調であること。

（2） 送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値のもの

（略）

口  
（略）

のもの（総務大臣が別に告示する条件に適合するものに限る。以下のものと同じ。）

（略）

口  
（略）

ハ 一の基地局又は陸上移動中継局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること（送信空中線の絶対利得が二デシベルを超える陸上移動局により通信系を構成する場合を除く。）。

二 （略）

## 二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次のとおりであること。

（1） 送信バースト長が五ミリ秒のもの

基地局若しくは陸上移動中継局から陸上移動局へ又は基地局から陸上移動中継局へ送信を行う場合にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調、陸上移動局若しくは陸上移動中継局から基地局へ又は陸上移動局から陸上移動中継局へ送信する場合にあつては四相位相変調又は一六値直交振幅変調であること。

（2） 送信バースト長が九一一・四六マイクロ秒の自然数倍又は九一・四六マイクロ秒の自然数倍に一、〇七〇マイクロ秒を加えた値のもの

（略）

口  
（略）

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 （略）

二 送信空中線の絶対利得は、次のとおりであること。

イ （略）

ロ 送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一〇一五・六マイクロ秒又は一〇六七マイクロ秒の自然数倍の値のもの

三 （略）

4 第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備であつて送信バースト長が五ミリ秒のものは、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、〇・一ワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、二デシベル以下であること。

三 再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。以下同じ。）による中継を行うものにあつては、搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は送信帯域の周波数帯で空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする）以下であること。

四 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

5 前各項に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

（時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム

3 第一項の陸上移動局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 （略）

二 送信空中線の絶対利得は、次のとおりであること。

イ （略）

ロ 送信バースト長が九一一・四六マイクロ秒の自然数倍又は九一一・四六マイクロ秒の自然数倍に一〇七〇マイクロ秒を加えた値のもの

三 （略）

4 前各項に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

（時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム

の無線局の無線設備)

第四十九条の二十九 (略)

一 一般的条件

イ 基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式又は直交周波数分割多重方式分割多重方式、時分割多重方式と空間分割多重方式を組み合わせた多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又は直交周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を使用する時分割複信方式であること。

ロ (略)

ハ 一の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の通話チャネルから他の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること（送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局により通信系を構成する場合を除く。）。

二 (略)

2 (略)

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一～三 (略)

の無線局の無線設備)

第四十九条の二十九 (略)

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局若しくは陸上移動中継局から陸上移動局へ又は基地局から陸上移動中継局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式又は直交周波数分割多重方式、時分割多重方式と空間分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局若しくは陸上移動中継局から基地局へ又は陸上移動局から陸上移動中継局へ送信する場合にあつては直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又は直交周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を使用する時分割複信方式であること。

ロ (略)

ハ 一の基地局又は陸上移動中継局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること（送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局により通信系を構成する場合を除く。）。

二 (略)

2 (略)

3 第一項の陸上移動局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一～三 (略)

4 第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、次に掲

五の条件のござれども適合するものでなければならぬ。」

一 送信装置の空中線電力は、〇・11ロット以下である。

二 送信窓中線の絶対利得は、四トーベル以下である。

三 再生中継方式による中継を行つるものにあつては、搬送波を送信つてこの送信装置の漏えい電力は送信帯域の周波数帯で空中線端子にておこる（一）〇〇トーベル（一ノコワットを〇トーベルにあらわす）以下である。

四 他の無線局との干渉を防止するための機器を有する。

五 前各項に掲げぬものほか、総務大臣が別に指示する技術的条件に適合するものでなければならぬ。

#### 別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表 (略)

注

1～22 (略)

23 放送中継を行う無線局の送信設備（注31(9)に掲げるものを除く。）に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

24～30 (略)

31 (略)

(1)～(15) (略)

(16) 54.25GHz を超え 59GHz 以下の周波数の電波を使用するもの（(9)に掲げるものを除く。） 200(10<sup>-6</sup>)

(17)～(18) (略)

4 前各項に掲げぬものほか、総務大臣が別に指示する技術的条件に適合するものでなければならぬ。

#### 別表第一号

周波数の許容偏差の表 (略)

注

1～22 (略)

23 放送中継を行う無線局の送信設備（注31(10)に掲げるものを除く。）に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

24～30 (略)

31 (略)

(1)～(15) (略)

(16) 54.25GHz を超え 59GHz 以下の周波数の電波を使用するもの（(10)に掲げるものを除く。） 200(10<sup>-6</sup>)

(17)～(18) (略)

(19) (略)	(19) (略)
ア (略)	ア (略)
イ 送信バースト長が <u>911.44 マイクロ秒、963.52 マイクロ秒、1,015.6 マイクロ秒又は 1,067 マイクロ秒の自然数倍の値</u> のもの	イ 送信バースト長が <u>911.46 マイクロ秒の自然数倍又は 911.46 マイクロ秒の自然数倍に 1,070 マイクロ秒を加えた値</u> のもの
(ア)・(イ) (略)	(ア)・(イ) (略)
(20) (略)	(20) (略)
32~50 (略)	32~50 (略)
別表第二号 (第 6 条関係)	別表第二号
第 1 ~ 第 50 (略)	第 1 ~ 第 50 (略)
第 51 (略)	第 51 (略)
1 (略)	1 (略)
2 送信バースト長が <u>911.44 マイクロ秒、963.52 マイクロ秒、1,015.6 マイクロ秒又は 1,067 マイクロ秒の自然数倍の値</u> の無線設備	2 送信バースト長が <u>911.46 マイクロ秒の自然数倍又は 911.46 マイクロ秒の自然数倍に 1,070 マイクロ秒を加えた値</u> の無線設備
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
第 52 ~ 第 53 (略)	第 52 ~ 第 53 (略)